東久留米市オープンデータの推進に関する指針

平成29年11月20日制定

本指針は、平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」 や平成29年5月30日に国が策定した「オープンデータ基本指針」を踏まえ、東久留米 市(以下「市」という。)がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び取組みの 方向性を示すものとして策定する。

1 本指針におけるオープンデータの定義

本指針におけるオープンデータとは、市が保有する公共データ(以下「データ」という。) を、市民及び事業者その他の団体(以下「市民等」という。)に利活用されやすいように、 機械判読性 (*1) が高く、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように 公開されたデータを指す。

2 オープンデータ推進のための基本原則

- (1) データを積極的にオープンデータとして公開する。
- (2)機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開する。
- (3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進する。
- (4) 取組み可能なデータから速やかにオープンデータとして公開する。

3 オープンデータを推進する意義

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

(2) 市民参加と協働の推進

オープンデータの推進を通して、市民等とデータ共有を図ることにより、市民参加と協働の推進を図る。

(3) 地域経済の活性化

データを二次利用可能な形で提供することにより、民間における新たなサービスの創出 や企業活動の効率化につなげ、地域経済の活性化を図る。

4 オープンデータ化の対象となるデータ

(1) 原則として、市が保有するデータのうち、市ホームページに掲載し公開・公表しているデータをオープンデータ化の対象とする。また、未公開のデータであっても、国や都道府県のオープンデータに関する指針や取組みを踏まえ、公開が推奨されたデータについては、可能な限り対象とする。ただし、個人情報を含むもの、法令または条例等で非公開と定めているものは非公開とする。

(2) 市が保有するデータのうち、個人または法人から提供されたデータの公開の可否は 提供者の判断に基づく。

5 公開場所

市ホームページでの公開とするが、将来的に東京都のカタログサイト (**2) との連携を図る。

6 取組みの方向性

市民等から利活用の提案等があった場合は、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じ支援する。また、周辺自治体との連携を図り、広域的な取組みを検討する。

7 推進体制

オープンデータは、東久留米市オープンデータ検討会の関与のもと、全庁的な体制により推進する。

- 8 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール
- (1) 公開した公共データの二次利用の原則

オープンデータとして公開したデータは、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス (※3) を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。なお、著作権法の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC-BY (※4)」による公開を検討する。第三者の権利が含まれているデータや個別法令により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

(2)機械判読性が高いデータの公開

オープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮し、機械判読性が高く、かつ、特定のアプリケーションに依存しないCSV形式 (**5) 等での公開とするよう努める。

(3) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

データの時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。また、オープンデータを二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、市はその責任は負わない旨を記載した「東久留米市オープンデータ利用規約」を明示し、利用者がデータの取得をもって同規約に同意したとみなす旨を明示する。

9 本指針の見直し

本指針は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

《参考:用語解説》

(※1)機械判読性

コンピュータが、特定のアプリケーションに依存せず、データの論理的な構造を識別(判 読)でき、データ内の値(表の中に入っている数値、テキスト等)が処理できること。機械判読が容易なデータ形式には、段階があるが、画像ファイルや PDF だと、コンピュータがデータを識別することは困難となり、二次利用をするためには、人手による再入力が必要となる。

(※2) カタログサイト

データの一覧表示や横断的検索、並べ替え等の機能を備えたポータルサイト(入口となる web サイト)のこと。複数の条件でデータを検索することが出来るので、目的のデータを容易に検索することができる。

(※3) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、 国際的に利用されている仕組み。著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限 定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。利用制限のレベルに応じて6種類 に分類される。

(34) CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表記のうち、最も制限の少ないレベルのライセンス。原作者のクレジット(氏名、作品タイトル、URL)を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

(%5) CSV

データ形式のひとつ。Comma Separated Values の略。個々のデータをカンマ区切りで表したもの。テキストファイルのため、特定のアプリに依存せず互換性が高い。